

※ 手数料は現金での取り扱いとなります。

令和3年4月1日現在

● 確認申請等手数料

平成21年4月1日改正

	床面積の合計	確認申請	計画変更	完了検査
建築物	30㎡以内	8,000円	変更部分の床面積の1/2に、増築部分の床面積を加えた面積に該当する左欄の額	14,000円
	30㎡超～100㎡以内	14,000円		18,000円
	100㎡超～200㎡以内	21,000円		23,000円
	200㎡超～500㎡以内	27,000円		32,000円
	500㎡超～1,000㎡以内	48,000円		53,000円
	1,000㎡超～2,000㎡以内	68,000円		73,000円
	2,000㎡超～10,000㎡以内	200,000円		170,000円
	10,000㎡超～50,000㎡以内	320,000円		270,000円
	50,000㎡超	610,000円		510,000円
工作物		11,000円	6,000円	12,000円

※ 建築物を移転する場合、移転に係る部分の床面積の1/2に該当する額。

※ 平成21年3月31日以前に確認申請が提出されている物件の完了検査手数料は、改正前の手数料となります。

- ・ 建築設備を設置する場合の確認申請手数料は11,000円（岩手県のみでの取り扱い）
- ・ 一関市は法第97条の2に定める限定特定行政庁であり、取り扱いができる工作物は次のとおりです。

工作物の種類	高さ	取り扱い行政庁
煙突(支枠や支線を含み、ストーブの煙突を除く)	6m < H ≤ 10m	一関市
	10m < H	岩手県
RC造の柱、鉄柱、木柱など（旗ざおを除く）	15m < H	岩手県
広告塔、広告板、装飾塔、記念塔など	4m < H ≤ 10m	一関市
	10m < H	岩手県
高架水槽、サイロ、物見塔など	8m < H	岩手県
擁壁	2m < H ≤ 3m	一関市
	3m < H	岩手県